

3つくば幼保第 5079 号

令和 4 年（2022 年）2 月 9 日

つくば市内在住者の雇用主 様

つくば市長 五十嵐立青

（公印省略）

保育施設の利用自粛期間延長に伴う被雇用者の休暇取得への御配慮のお願い

日頃から、つくば市保育行政に御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

まん延防止重点措置対象県となったことを踏まえ、本市では、令和 4 年（2022 年）1 月 31 日（月）から 2 月 10 日（木）まで、御家庭での保育が可能な場合においては、保護者の皆様へ保育施設をお休みしていただくことをお願いしておりました。雇用主の皆様におかれましては、つくば市在住者の被雇用者がこれらの措置に対応するために休暇を取得することについて、格段の御配慮をいただき誠にありがとうございます。

この度、依然として新型コロナウイルスの感染拡大が続いている状況であり、多くの保育施設において児童や職員が感染し、中にはクラス閉鎖や施設閉鎖となっている施設もあることなどから、保育施設の利用についても、2 月 11 日（金）から 2 月 18 日（金）まで自粛期間を延長することとなりました。

つきましては、引き続きつくば市在住の被雇用者の休暇取得について御理解、御協力をお願い申し上げます。地域全体で新型コロナウイルスの感染拡大防止に繋げるため、何卒、御理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

問合せ先

つくば市こども部幼児保育課

TEL:029-883-1111（代）